

# 第5期古賀市障害福祉計画

## 第1期古賀市障害児福祉計画

平成30年度～平成32年度



平成30年3月

古賀市

# 目次

1. 計画の位置づけ	1
2. 古賀市の障がい者の状況	2
3. 障害福祉サービス量の目標と見込み	3
4. 成果目標の設定	8
5. 取組みの体制	12

※障害の「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、障がい者の人権を尊重する意味から、可能な限り「障がい」と表記することとしています。ただし、法令や法令上の規定、固有名詞などは漢字表記しています。

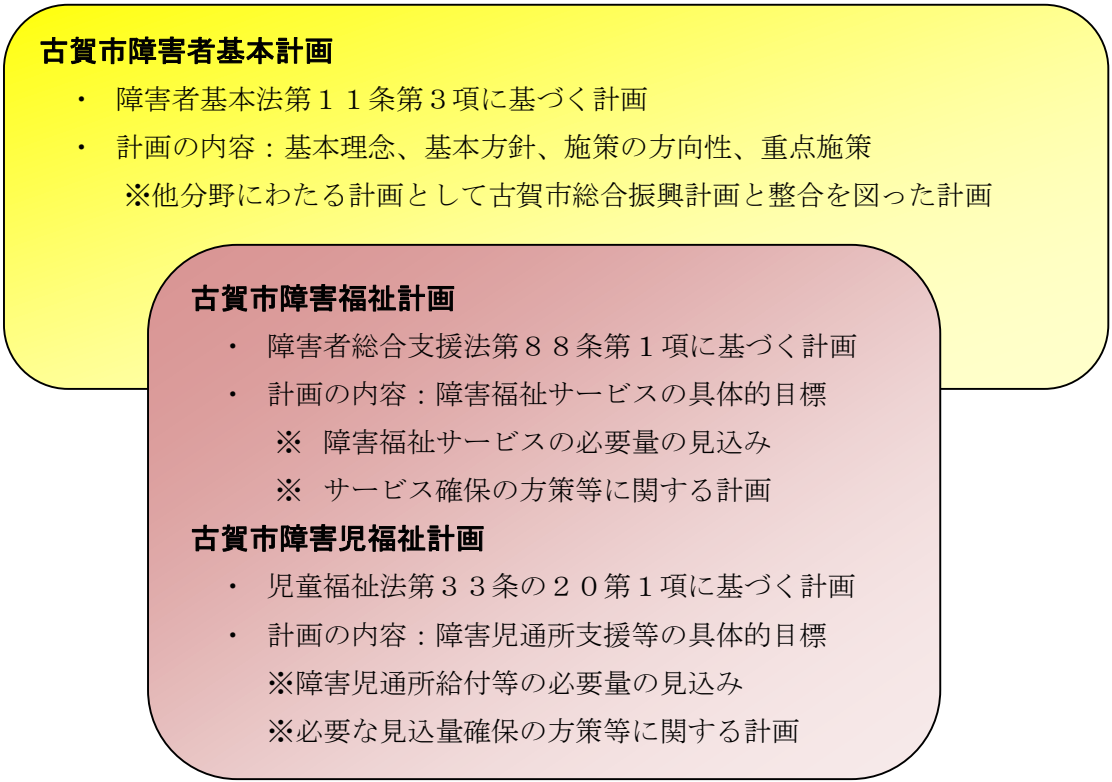
表紙は古賀特別支援学校の児童・生徒の作品です

# 1. 計画の位置づけ

## ●古賀市障害福祉計画及び古賀市障害児福祉計画とは

古賀市の障がい者及び障がい児施策にかかる基本の方針を定めた『古賀市障害者基本計画』（障がい者福祉プラン・こが）の方針を踏まえ、具体的な障害福祉サービス・障害児通所支援等の量を見込み、その提供体制についての計画をしたものが『古賀市障害福祉計画』・『古賀市障害児福祉計画』です。また、本計画の策定については、次項に述べる「古賀市障害者基本計画」をはじめ、「古賀市総合振興計画」等の市の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと整合性を保つようしております。

## ●『古賀市障害者基本計画』と『古賀市障害福祉計画』・『古賀市障害児福祉計画』の関係

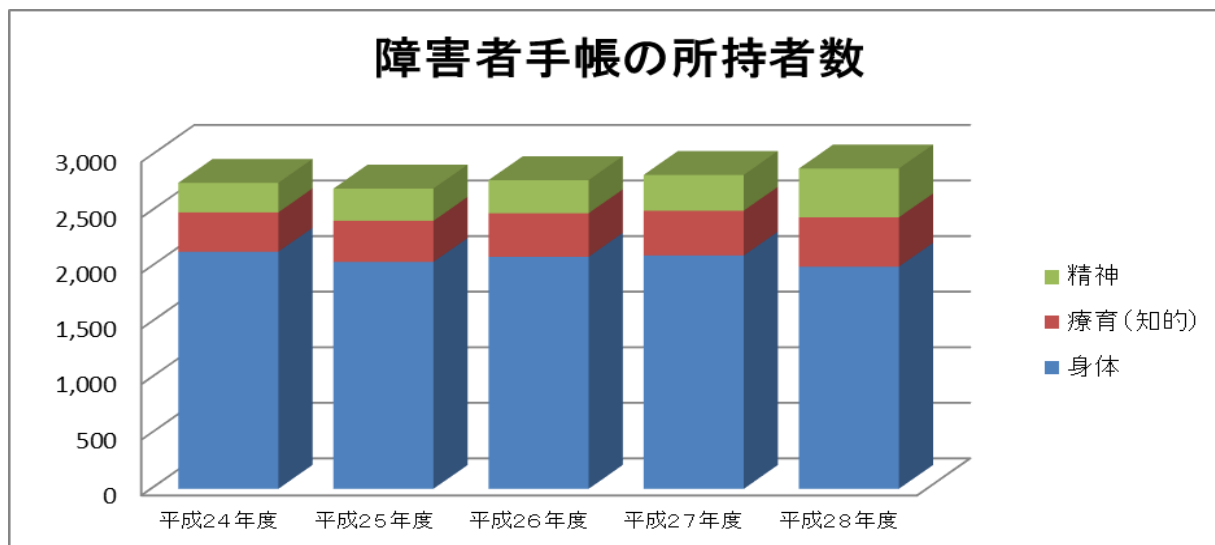


## ●計画期間

年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35
障害者基本法	第3期古賀市障害者基本計画 平成27年度～平成32年度						第4期古賀市障害者基本計画 平成33年度～平成38年度		
	[Arrow pointing from year 27 to 32]								
障害者総合支援法 児童福祉法	第4期古賀市障害福祉計画 平成27年度～平成29年度			第5期古賀市障害福祉計画 第1期古賀市障害児福祉計画 平成30年度～平成32年度			第6期古賀市障害福祉計画 第2期古賀市障害児福祉計画 平成33年度～平成35年度		
	[Arrow pointing from year 29 to 32]								

## 2. 古賀市の障がい者の状況

### ●障がい者数の推移



障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳については、平成25年度から横ばいの推移でしたが、平成28年度において前年度より約10%の減となっています。療育手帳(知的)と精神保健福祉手帳においては、毎年増加傾向にありますが、平成27年度から28年度にかけての増加率が、療育手帳が約10%増、精神保健福祉手帳が約36%増となっており、特に後者がかなりの増となっております。

### 年齢構成別の推移

(身体障害者手帳)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
0～17 歳	37	39	41	39
18～64 歳	609	589	587	544
65 歳以上	1,396	1,460	1,472	1,416
合 計	2,042	2,088	2,100	1,999

(療育手帳)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
0～17 歳	100	109	109	131
18～64 歳	252	264	275	293
65 歳以上	18	19	19	20
合 計	370	392	403	444

(精神保健福祉手帳)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
0～19 歳	8	10	10	17
20～69 歳	261	264	291	387
70 歳以上	21	24	21	35
合 計	290	298	322	439

### 3. 障害福祉サービス量の目標と見込み

平成27年度から平成29年度までの実績を踏まえ、平成32年度までの障害福祉サービスの見込み量を設定します。

#### ・障害福祉サービス事業の見込み量

サービス名	単位	平成29年度 (実績見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
居宅介護等	時間/月	666	857	905	957	
	(利用者数:人/月)	60	67	71	74	
居宅介護	時間/月	543	570	599	629	
重度訪問介護	時間/月	0	50	50	50	
同行援護	時間/月	120	137	156	178	
行動援護	時間/月	3	50	50	50	
重度障害者等包括支援	時間/月	0	50	50	50	
生活介護	人日	2,229	2,340	2,457	2,580	
	(利用者数:人/月)	120	126	132	139	
自立訓練(機能訓練)	人日	32	32	48	64	
	(利用者数:人/月)	2	2	3	4	
自立訓練(生活訓練)	人日	84	84	105	126	
	(利用者数:人/月)	4	4	5	6	
就労移行支援	人日	558	569	580	592	
	(利用者数:人/月)	33	34	36	38	
就労継続支援(A型)	人日	1,054	1,254	1,492	1,671	
	(利用者数:人/月)	52	62	74	88	
就労継続支援(B型)	人日	2,103	2,418	2,781	3,198	
	(利用者数:人/月)	110	127	146	168	
就労定着支援 ※注1	人/月		10	10	10	
療養介護	人/月	12	12	12	12	
福祉型短期入所	人日	95	98	101	104	
	(利用者数:人/月)	30	31	32	33	
医療型短期入所	人日	15	15	16	16	
	(利用者数:人/月)	4	4	4	4	
自立生活援助 ※注1	人/月		3	4	5	
共同生活援助	人/月	48	59	72	88	
施設入所支援	人/月	62	62	61	60	
相談支援	人/年	409	415	438	461	
	計画相談支援	人/年	409	413	434	455
	地域移行支援	人/年	0	1	2	3
	地域定着支援	人/年	0	1	2	3

・地域生活支援事業の見込み量

サービス名	単 位	平成29年度 (実績見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
一般相談	件/年	3,363	3,685	4,038	4,425
意思疎通支援	(利用者数:人/年)	3	4	5	6
日常生活用具給付	件/年	1,116	1,172	1,231	1,299
移動支援	実施箇所数	22	22	22	22
	(実利用者数/年)	61	63	65	67
地域活動支援センター	実施箇所数	2	2	2	2
	(実利用者数/年)	7	8	9	10
日中一時支援	実施箇所数	24	24	24	24
	(実利用者数/年)	46	47	48	49

・障害児通所支援事業の見込み量

サービス名	単 位	平成29年度 (実績見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	307	338	372	409
	(利用者数:人/月)	51	55	61	67
医療型児童発達支援	人日	0	10	20	30
	(利用者数:人/月)	0	1	2	3
居宅訪問型児童発達支援 ※注 1	人日		10	20	30
	(利用者数:人/月)		1	2	3
放課後等デイサービス	人日	947	1,042	1,146	1,261
	(利用者数:人/月)	220	242	266	292
保育所等訪問支援	人日	11	12	13	14
	(利用者数:人/月)	11	12	13	14
障害児相談支援	人/年	151	181	190	200
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	人		1	1	1

「時間/月」…月間のサービス提供時間

「人日」…月間の利用人員 × 一人一月当たりの平均利用日数

「人/月」…月間の利用人数

「人/年」…年間の利用人数

「※注 1」…平成30年度より始まる予定の新しいサービス

※障害福祉サービスの概要（参考）

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に、自宅における介護、外出時の移動支援を行います。
同行援護	視覚障がいによって移動に困難がある人の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより常に介護が必要な人が行動する際、危険回避のため必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設において入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に生産活動、職場体験等の活動機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練等の支援を行います。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援（※注1）	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
短期入所(福祉型・医療型)	短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護を行います。医療型短期入所は遷延性意識障がい児・者や重症心身障がい児・者等が対象となります。
自立生活援助（※注1）	障害者支援施設やグループホーム等を利用して一人暮らしを希望する者に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等や相談、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
計画相談支援 (障害児相談支援)	障害福祉サービス(又は障害児通所給付等)を利用する場合に、ケアマネジメント、モニタリングにより、サービスの調整を行い、サービス利用計画を作成する支援を行います。
地域移行支援	施設入所や精神科病院に入院している障がい者に対し、退院、退所後に地域における生活に移行できるよう、相談や必要な支援などを行うサービスです。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
一般相談	障がい児・者及び家族等の相談に応じ、情報提供、福祉サービスの利用相談支援等を行います。

意思疎通支援事業	聴覚等の障がいのため意思疎通を図るのに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。
日常生活用具給付事業	在宅の障がい者に対して、日常生活用具を給付します。
移動支援事業	外出に困難がある障がい者及び障がい児について外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会交流促進など障がい者の地域活動の支援を行います。
日中一時支援事業	障がい者及び障がい児を一時的に預かり、家族の負担軽減を行います。
児童発達支援 放課後等デイサービス	障がい児に、日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動及び放課後や夏休みの長期休暇の居場所づくりを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援 (※注1)	障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がい児などの重度の障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

「※注1」 …平成30年度より始まる予定の新しいサービス



平成27・28年度の障害福祉サービス等の実績（参考）

・障害福祉サービス

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度	サービス名	単位	平成27年度	平成28年度
居宅介護等	時間/月	525	575	就労移行支援	人日	349	547
	(利用者数:人/月)	46	48		(利用者数:人/月)	23	32
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間/月	424	464	就労継続支援 (A型)	人日	770	758
	時間/月	0	0		(利用者数:人/月)	41	41
	時間/月	101	111	就労継続支援 (B型)	人日	1,559	1,598
	時間/月	0	0		(利用者数:人/月)	94	97
	時間/月	0	0	療養介護	人/月	11	12
生活介護	人日	1,787	1,841	福祉型	人日	89	101
	(利用者数:人/月)	109	115	短期入所	(利用者数:人/月)	28	34
自立訓練 (機能訓練)	人日	28	19	医療型	人日	10	1
	(利用者数:人/月)	3	2	短期入所	(利用者数:人/月)	2	1
自立訓練 (生活訓練)	人日	170	75	共同生活援助	人日	38	38
	(利用者数:人/月)	9	4	施設入所支援	人日	63	62
相談支援	人年	380	409				
計画相談支援	人年	380	409				
地域移行支援	人年	0	0				
地域定着支援	人年	0	0				

・地域生活支援事業

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度
一般相談	件/年	2,799	3,069
意思疎通支援	(利用者数:人/年)	0	0
日常生活用具 給付	件/年	962	1,116
移動支援	実施箇所数	17	20
	(実利用者数/年)	42	48
地域活動支援 センター	実施箇所数	2	2
	(実利用者数/年)	8	7
日中一時支援	実施箇所数	22	22
	(実利用者数/年)	58	54

・障害児通所支援事業

サービス名	単位	平成27年度	平成28年度
児童発達 支援	人日	168	252
	(利用者数:人/月)	33	51
医療型児童 発達支援	人日	0	0
	(利用者数:人/月)	0	0
放課後等 デイサービス	人日	532	812
	(利用者数:人/月)	93	164
保育所等 訪問支援	人日	2	11
	(利用者数:人/月)	2	11
障害児 相談支援	人/年	131	151

## 4. 成果目標の設定

国の基本指針に定められた成果目標について、古賀市の考え方を示します。

### 1. 施設入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

- ① 平成32年度末までに平成28年度末の施設入所者数（A）のうち9%以上を地域移行すること。
- ② 平成32年度末までに平成28年度末の施設入所者数（A）のうち2%以上削減すること。

#### 【古賀市の考え方】

施設入所支援サービスの利用者については、障がい者本人の高齢化・重度化を踏まえ、本人及び家族の意向を考慮しながら、国の基本指針に従い、グループホームなどへの移行を進めていきます。

項目	数値	備考
施設入所者数（A）	62人	平成28年度末の施設入所者数
【目標値】平成32年度末の 地域生活移行者数	6人	（A）の9%
【目標値】平成32年度末の 施設入所者数削減見込	2人	（A）の2%

### 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築が必要になります。

#### 【国の基本指針】

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置すること。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

#### 【古賀市の考え方】

単独設置と共同設置、両方の可能性を考慮に入れつつ、平成32年度末までの設置を目指し、関係各機関と協議を行っていきます。

### 3. 地域生活支援拠点等の整備

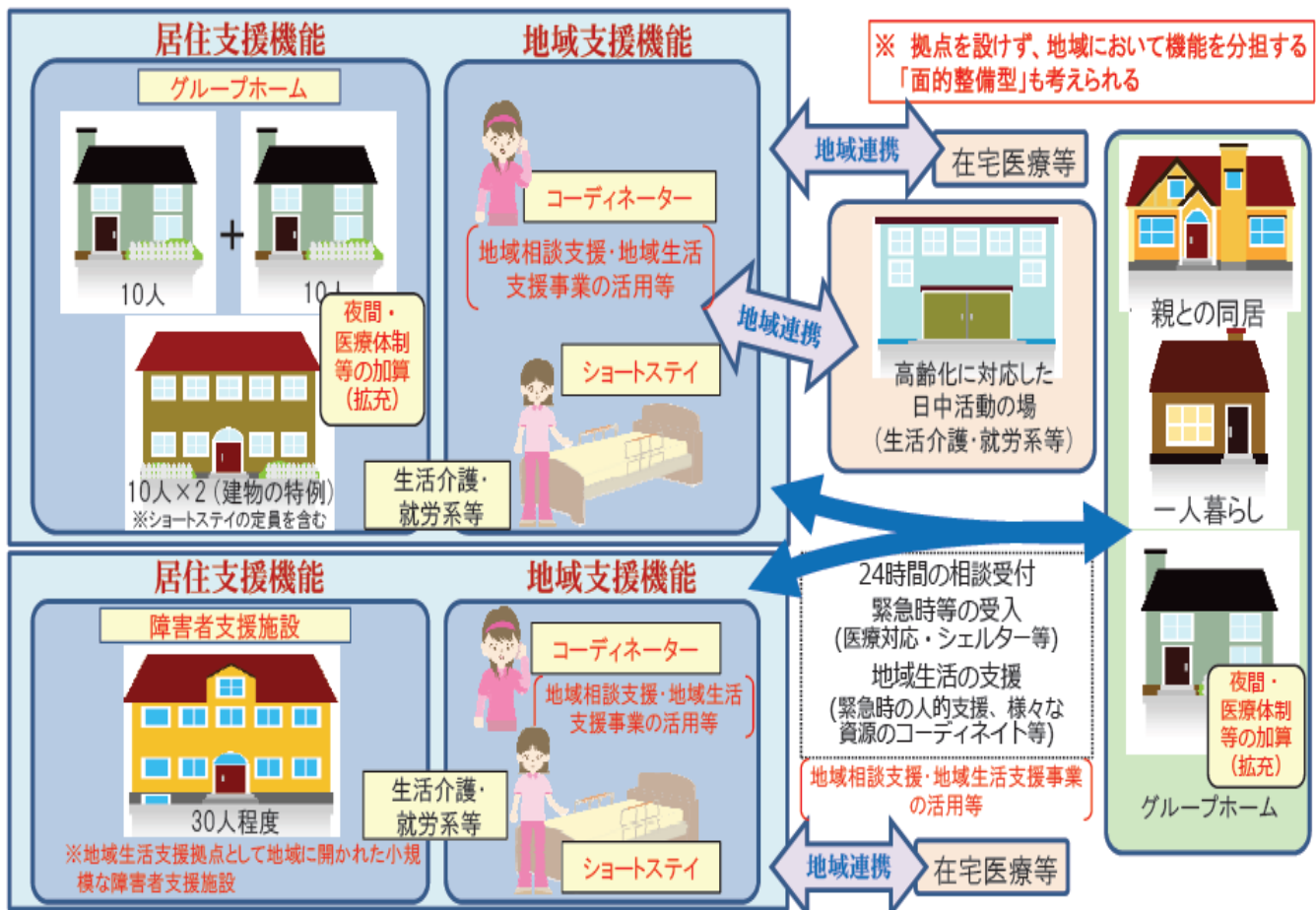
障がい者が地域で安心して暮らすために、施設入所や長期入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などのサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援の拠点づくりの整備が必要になります。

#### 【国の基本指針】

平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備すること。

#### 障がい児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



#### 【古賀市の考え方】

関係各機関と連携しながら、平成32年度末までに圏域に1つを整備することを目指すため協議を行います。

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行

##### 【国の基本指針】

平成32年度末までに平成28年度の一般就労への移行実績（B）の1.5倍以上とすること。また当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数（C）が平成28年度末における利用者数の2割増とすること。

##### 【古賀市の考え方】

障がい者の就労支援のために関係機関からなる就労部会を開催することにより、国の基本指針に従い、一般就労への移行を進めていきます。

項目	数値	備考
平成28年度の一般就労への移行実績者数（B）	13人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成32年度末の一般就労移行者数	20人	（B）の1.5倍
平成28年度の就労移行支援事業の利用者数（C）	32人	平成28年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業利用者数	38人	（C）の2割増

#### 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

##### 【国の基本指針】

- ① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- ③ 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ④ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

### 【古賀市の考え方】

- ① 児童発達支援センターに関しては平成 32 年度末までに整備することを目指し、庁内の関係各課や関係各機関と協議を行っていきます。
- ② 保育所等訪問支援は古賀市及び隣接市町にサービスを提供している事業所が 3 カ所あり、提供できる体制になっているものと考えております。
- ③ 重症心身障がい児の支援については、市内及び近隣市町の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が、個々の障がいの状態や家庭の状況などを勘案した上で、可能であれば受け入れをしており、この体制を継続・拡充させていきたいと考えております。
- ④ 医療的ケア児支援の協議の場については、現在 4 カ月に 1 回、子育て支援課や福祉課等の庁内の関係課及びサービス支援事業所等で構成される療育部会を設け、様々な支援が必要な児童について協議をしておりますので、その中に組み込む形で検討をしていきたい。

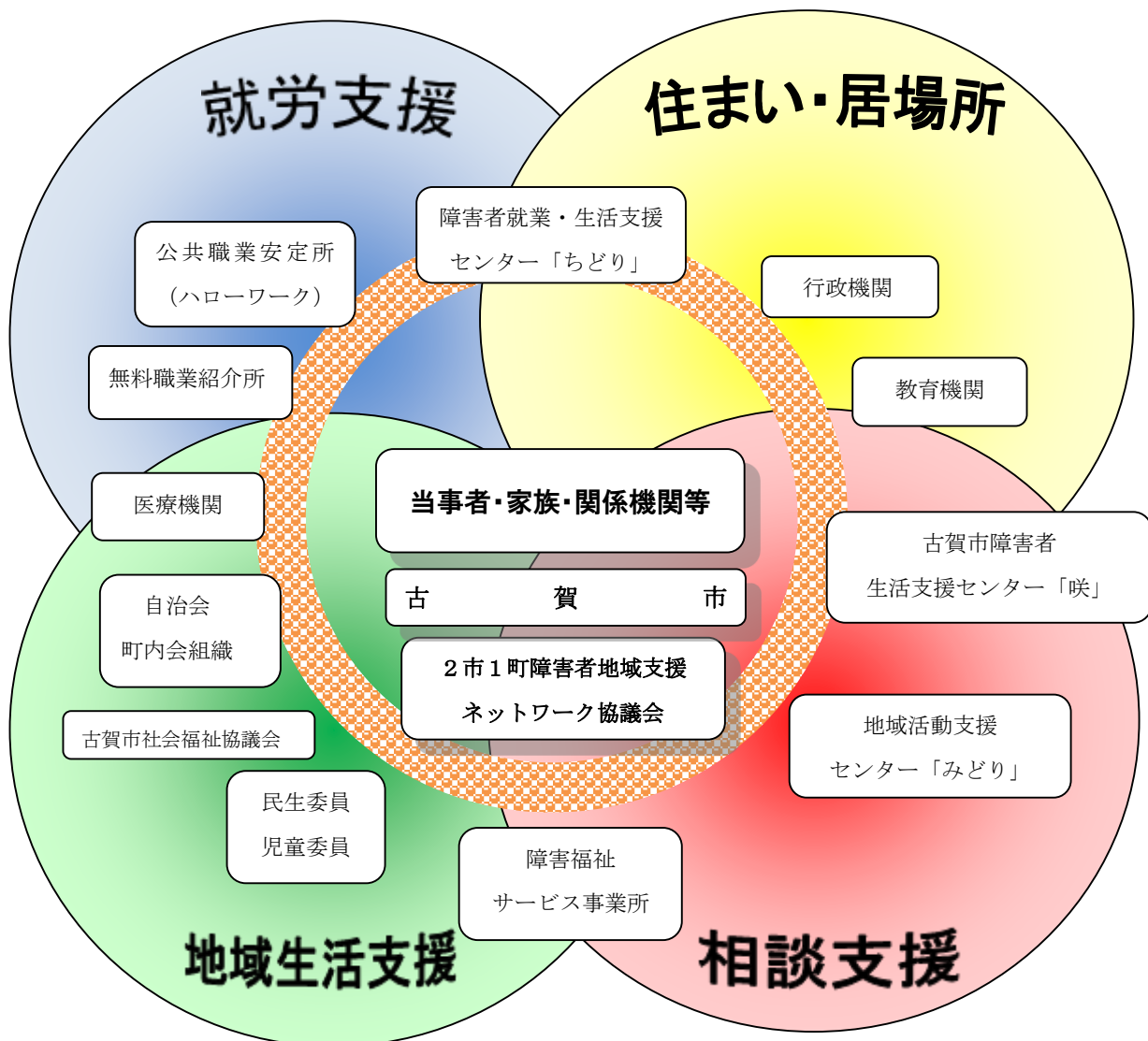
## 5. 取組みの体制

古賀市では、「第3期古賀市障害者基本計画」の基本方針に沿って障がい者施策を推進していきます。

障がい者施策を円滑に推進するため、福津市・古賀市・新宮町の2市1町で広域設置している障害者地域支援ネットワーク協議会を一層充実させていきます。

特に、各専門部会や各市町毎の連携会議における、研修会や見学会、事例報告を通じ、支援者の情報共有を図ることで、障害福祉サービスの質の向上と維持に努め、前述の障害福祉サービスの見込量を確保していきたいと考えます。

また、障がいの重度化や、本人及び家族の高齢化も考慮しつつ、2市1町障害者地域支援ネットワーク協議会を中心に、多分野・多職種の関係機関との連携をさらに強化していくことで、障がいのある人が各々に自分らしく安心して地域で生活が送れるよう、切れ目のない支援体制や環境を築いていきます。



## 第5期古賀市障害福祉計画

## 第1期古賀市障害児福祉計画

平成30年3月

編集・発行／古賀市（保健福祉部福祉課）

〒811-3116

福岡県古賀市庄205番地

TEL 092-942-1150

FAX 092-942-1154

Eメール [syougai@city.koga.fukuoka.jp](mailto:syougai@city.koga.fukuoka.jp)